

こども政策の推進に係る有識者会議（第3回）

1. 日時 令和3年11月8日(月)17:00～18:33

2. 場所 中央合同庁舎8号館特別中会議室

3. 出席者

【構成員】

	秋田喜代美	学習院大学教授
	荒瀬 克己	独立行政法人教職員支援機構理事長
(座長代理)	古賀 正義	中央大学大学院教授
	佐藤 博樹	中央大学大学院教授
(座長)	清家 篤	日本私立学校振興・共済事業団理事長 慶應義塾学事顧問
	宮本みち子	放送大学名誉教授・千葉大学名誉教授

【臨時構成員】

	北川 聡子	社会福祉法人麦の子会理事長・総合施設長
	吉村 隆之	鹿児島大学准教授、鹿児島県スクールカウンセラー
	李 炯植	NPO 法人 Learning for All 代表理事
	中室 牧子	慶應義塾大学教授
	山口慎太郎	東京大学大学院教授

【政府側】

野田 聖子	こども政策担当大臣
赤池 誠章	内閣府副大臣
谷内 繁	内閣官房内閣審議官
田原 芳幸	内閣官房内閣審議官

4. 議事要旨

○清家座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第3回「こども政策の推進に係る有識者会議」を開催いたします。

本日はオンラインに加え対面も含めた開催となっておりますが、皆様方、大変お忙しい中、御参集賜りまして誠にありがとうございます。

また、本日も野田大臣、赤池副大臣に御出席を賜っております。

まず最初に、事務局から本日の構成員、臨時構成員の出席状況について御説明をいただきます。

○谷内審議官 内閣官房こども政策推進体制検討チーム審議官の谷内でございます。

本日は、構成員といたしまして、秋田構成員、荒瀬構成員、古賀構成員、佐藤構成員、宮本構成員に御出席いただいております。なお、秋田構成員は途中で退席されると伺っております。

臨時構成員につきましては、本日、北川臨時構成員、吉村臨時構成員、李臨時構成員、中室臨時構成員、山口慎太郎臨時構成員に御出席いただいております。

事務局からは以上でございます。

○清家座長 それでは、早速、議事に入ります。

まず、事務局から資料について御説明をお願いします。

○谷内審議官 まず資料1を御覧ください。前回に引き続きまして、事務局で実施いたしました当事者・有識者からのヒアリング結果を配付しております。前回会議以降、さらに15名の方々の意見を追加させていただいております。今後のこども政策の方向性に関わる総論的な御意見ですけれども、資料1の2ページ目を見ていただきますと、ポイントとして追記したものを青字で追記しております。5点ほど述べさせていただきます。

まず1点目は「7. こども・家庭支援のための投資の必要性」に関してでございます。こどもの貧困対策は福祉ではなくて投資と捉えて取り組むべき。また、国家の機能に社会の存続支援機能を追加して、少子化対策を含むこども政策を積極的に推進すべきことが指摘されたところでございます。

2点目は「8. 妊娠期から出産前後、子育て期に至る切れ目ない支援」についてでございます。特に晩婚化・晩産化、育児の孤立化などの変化によりまして、妊娠中から出産後も含めた継続的なケアが必要との御指摘がございました。

3点目は「9. 就学前のこどもの育ちの保障、幼児教育・保育の確保と質の向上」についての御指摘でございます。豊かな小学校生活は豊かな幼児教育に支えられているという考えを念頭に、遊びを通じた学びや主体的な学びは楽しいという原体験の重要性、3要領・指針の一層の整合化や保護者等への周知の必要性、そのための環境整備の重要性について御指摘がございました。また、質の高い幼児教育は、特に社会的に不利な家庭のこどもの発達に効果が高いにもかかわらず、そういった家庭で未就園児が多い傾向があるとの欧米の調査を踏まえ、未就園児を把握の上、一時預かりも含めた幼児教育・保育の利用につなげていく必要があることが指摘されたところでございます。

4点目は「10. 心のケアは、思春期における最大の健康課題」との御指摘で

ございます。心の問題を抱えているこどもは増えておりますけれども、気づかれずに未治療の場合も多く、定期的にチェックする仕組みの創設が必要との御指摘をいただきました。

5点目は「11. こどもの人権・権利の保障、こどもや子育て当事者の声の政策立案への反映」で、こどもの視点に立ったこども政策を進めるためには、国の基本方針や理念等を内容とする「子ども基本法（仮称）」の制定や、行政から独立した立場で政策の監視などを行うコミッショナーが必要との御指摘がありました。なお、個別分野の政策に関する意見も多数いただいておりますが、個々のヒアリングの全体概要資料につきましては3ページ以下につけておりますので、後ほど御覧いただければと思っております。

次に、資料2を御覧ください。事務局におきまして、前回会議までにおける主な意見をまとめた資料を作成しております。前回配付した資料からの更新点は青字で記載しておりますので御参照いただければと思います。

また、全国知事会が本年6月にまとめられた提言を参考資料として一番下にお配りしております。こども政策の実施は地方自治体が中心的に担っておりますことから、地方自治体からの御意見として御参照ください。

事務局からは以上でございます。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、資料について御意見、御質問もあろうかと思っておりますけれども、時間の関係もございますので、早速、臨時構成員の皆様からのプレゼンテーションに移りたいと思います。本日は5人の臨時構成員の方々からプレゼンテーションをいただきます。前半お三方、後半お二方に分けてプレゼンテーションをいただき、それぞれの後に質疑応答の時間を設けたいと存じます。

それでは、早速で恐縮でございますが、北川臨時構成員、よろしくお願いたします。

○北川臨時構成員 皆さんこんにちは。よろしくお願いいたします。私は、社会福祉法人麦の子会の理事長/総合施設長をしております北川です。今日は、障害児支援と家庭養護であるファミリーホームの立場からお話ししたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

全ての命が大切に育まれるために、障害があってもなくても子供はみんな社会の宝物であるというミッションで39年歩んでまいりました。こうして育ててきた障害のある子供や様々な困難を抱えた子供たちが30人以上、今では働く側となって私たちの麦の子会を支えてくれています。

これはむぎのこの歴史です。1983年に、最初は障害のある子供の支援の場が少ないということで無認可からスタートして、必要なニーズに応じていくうちに今の形が出来上がりました。

今日のプレゼンの概要ですけれども、むぎのこが子供と家族に行ってきた支援、障害のある子供や社会的養護の視点から見た課題、最後に今後に向けた考え方をお話ししたいと思います。

私たちは、むぎのことという児童発達支援センターの取組をベースに行っていました。児童発達支援センターは子供への発達支援、家族支援、地域支援の3つの柱を中心として支援を行っています。

発達支援は特別なことでなくて、子供の障害や発達に対して適切に配慮された子育てです。

乳幼児期は、養育者との愛着関係の形成が大事です。これは障害のある子供もいない子供も同じです。

児童発達支援センターには、医療型児童発達支援センターと福祉型児童発達支援センターがあります。そこでは、児童発達支援センターではこのように絵本を読んでごっこ遊びをしたり、リズム運動をしたり、障害や困り感に対して発達の特性に配慮しながら、お母さんとか先生とか友達と楽しい日々を過ごしています。

発達支援は幼児期だけではなく、思春期、青年期を見通した継続的支援が必要となってきます。特に、先ほどもありましたけれども、思春期になるとメンタルヘルスの問題に発展することもあります。ですから、その部分で不登校とか暴力とか過適応とか自殺企図などの問題がありますので、この時期はとても専門性も必要になってきます。

私たちは、この時期の支援を障害児施策である放課後等デイサービスを通して行っています。下の3つの事業所は不登校の子供たちが通える場として朝から開所しております。

また、学校との連携が必要になってきます。なかなか学校で適応できない子も出てきますので、福祉の立場から放課後デイの職員が学校に入って子供たちを支援させていただいています。このように具体的な取組ですが、教室で子供の困り感をキャッチして、サポートしています。

次に、家族支援です。フィンランドのネウボラを見学したときに保健師さんが、子供を救うためには、家族が救われなければならないとおっしゃっていました。

子育てが大変な場合と、また、お母さん自身のケアニーズがある場合、子供への虐待のリスクが高まることがありますので、お母さんを責めるのではなくて、心理・生活支援がここでは必要になってくると思います。

むぎのこでは、具体的にはこのようなグループカウンセリングや個別のカウンセリングなどを大切にしています。

最近ではヤングケアラーの問題でも取り上げられていますけれども、障害児

のきょうだいのサポートも必要なことです。心理支援をしたり、お母さんたちが20年前にきょうだいのための保育園をつくりました。

関係性の支援ではペアレントトレーニング、それから、お父さんたちのために月2回のパパミーティング、飲み会に発展することもありますけれども、このようなことを行っています。

具体的な生活支援も大切です。いらいらや怒りが子供に向かいそうになったときに、気持ちを切り替えるための緊急電話があります。これは虐待予防につながっています。

アウトリーチとしての生活支援は、ホームヘルパーさん、具体的に子供の通学支援や身体介護などを行ってくれています。

ショートステイです。これもとても重要です。私がスウェーデンで見たときは、ショートステイは利用しやすいように保育園、幼稚園、プリスクールの隣にありました。スウェーデンで会った障害児のパパは、子育ての普通の大変さは担うけれども、子供自身にとっても、きょうだいや私たちにとっても、それ以上の大変さは社会の力を借りるというふうにお話ししていましたので、私は帰国してすぐにむぎのこの隣にショートステイをつくりました。障害児施策のショートステイですけれども、定員20名の福祉型で、発達障害の子供だけではなく、医療的ケアの必要な子供たちも利用しています。また、児相の一時保護委託の子供も暮らしています。

地域支援をずっと行ってきましたけれども、やはり保護せざるを得ない子供もいます。むぎのこでは、地域からなるべく離れないように里親やファミリーホームで支援しています。里親やファミリーホームは普通に家庭や地域で暮らすことができる大切な制度だと思います。しかし、日本全体ではこのような家庭養育はまだ21%ぐらいにすぎません。国連の子どもの権利条約の観点でも問題視されています。社会的養護の必要な子供に対して家庭養育への委託率をもっと上げる必要があると思います。

ファミリーホームに関してです。ファミリーホームの子供の46%は障害のある子供です。障害のある子供も含めて6人の子供に対して里母、里父、補助者がいますが、常勤1、非常勤2なので、大変厳しい中、里親さんたちの情熱で育てている実態があります。さらに、子供にとっても家庭養育としては6人は多いので小規模化する必要もあると思います。また、こんなふうにして里親やファミリーホームへの支援はもっと充実していく必要があります。

実際に障害のある子を育てている里親さんです。里親さんたちは自閉症の子を育てた経験のあるお母さんたちです。

これが、むぎのこの子供と家族に対する支援をまとめたものです。

次です。むぎのこは障害児施策を中心として、子供は障害のある子供、それ

から社会的養護の必要な子供やきょうだいを支えてきました。それから、家庭に対しては、障害のある子供を育てているお母さん、お父さん、病気や障害があったり虐待を受けてきた保護者の皆さん、DVの被害に遭った方、また、里親さんも対象に支えてきました。ここのベースに必要だったのは、心理支援と生活支援とソーシャルワークでした。これはきっとこれからの子育て支援に欠かせない共通になることだと思います。

平成26年に開催された障害児支援に関する在り方検討会で地域支援体制整備の方向性が出されました。令和3年にはこれに加えて医療的ケア児センターの設立の法案も通っています。しかし、これは障害児支援だけの体制整備なので、障害のある子だけではなく、子供施策全体とつながっていく必要があると思います。

日本の子供や家族の困り感に対しては、母子保健、子ども・子育て施策、社会的養護、障害児施策がそれぞれまだまだ充実することが大切です。しかし、それに加えてこれからは子供がどんな状況になっても社会が温かく包んでいくためには、施策が分断されている支援ではなく、関係機関が連携し、連続した子育て支援の形が求められると思います。

子供が育つ家庭環境をよくするために最も大切なことは、親が孤立しないことだと思います。そのために、入口のところの相談がジャッジではなくて理解することを大切にしたい気さくさのある支援が妊娠期からずっと大人になるまで必要だと思います。保健師さんや心理士さん、ソーシャルワーカーがそれぞれのステージでもっと必要になってくるのではないかと思います。特に幼い子供を預ける、子供が小さいときの支援ですね。保育園などでの心理士さんやソーシャルワーカーをもっと手厚くして保育士さんたちと連携していく必要があるのではないのでしょうか。

子育てに悩み、孤立してしまうと、保護者が心の病を患ってしまったり、虐待をしてしまったりするリスクが高くなってきます。そうならないようにショートステイの拡充や訪問支援、子供との関わり方や関係性の支援など、家庭養育環境をもっとよくするための支援の充実が求められていると思います。そして、子供をこんなふうに真ん中に置いて関係機関が連携していかなければならないことは、これまでの私たちの歩みを通して心から実感しています。

一人の子供も取りこぼさないで幸せになる国を創っていくために、アクセスしやすい市町村の身近なところで相談と支援ができることが大切だと思います。私たちは制度がなくても必要なことはボランティアでスタートしましたがけれども、やはり子供に必要な支援は継続性と安定性が必要だと思います。自治体によって助成額が変わったりしないために、地域の家庭への支援は給付費も含めて検討していく必要があると思います。やはり家庭養育環境への支援の量と質、

そして支援メニューの充実が少子化の課題もある日本を救うことにつながると
思います。

子供たちがやはり生まれてきてよかったと思える日々、それから、この世は
生きるのに値すると思える多様性が尊重される社会であることを願っています。

御清聴ありがとうございました。

○清家座長 北川さん、ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、吉村さん、よろしくお願いいたします。

○吉村臨時構成員 鹿児島大学大学院臨床心理学研究科というところでスクー
ルカウンセラーの実践や研究及び養成を担当しております、吉村と申します。
よろしくお願いいたします。私のところでは「学校におけるこどもへの支援に
関する現状と課題」ということで、スクールカウンセラーをしながら感じている
課題ですとか、それについてまとめてお話しさせていただきたいと思います。

まず、公立の学校へはスクールカウンセラーは1995年から、スクールソーシ
ヤルワーカーは2008年から配置されておまして、こちらにありますようにスク
ールカウンセラーはもう9割以上、スクールソーシャルワーカーも6割から
7割ぐらひは全国的に配置されている状況です。

どうして学校に教師以外の専門職が必要なのかというところで、先ほどのお
話にもございましたが、やはり子供の支援というのはなかなか複雑で大変です。
事例は時間の関係で割愛させていただきますが、やはりいじめといっても被害
と言われている子が実は加害もしていたり、加害だった子も被害を受けていた
りという被害・加害の関係性の複雑性ですとか、最近ですと発達障害の知識は
学校の先生方も随分お持ちで、落ち着かない子とか衝動的な子、人の気持ちを
想像するのが難しい子がいると、発達障害ではないですかと言われてたりとか、
トラウマ、PTSDですかねと言われてたりするのですが、でも、実はよくよく関わ
っていくと、発達障害ではなくて現在虐待を受けている子の反応でしたりとか、
トラウマではないかと言われた子も、実はトラウマではなくて今現在加害を受
けている状況であるとか、ポストではなくてオンゴーイングなトラウマだっ
たりすることがあります。

以上のことから、子供とか保護者の訴えや状態像だけでは、実態や背景の把
握、解決に向けた対応は困難ではないかと思えます。そのためにスクールカウ
ンセラーやスクールソーシャルワーカー、専門家を交えた多面的な見立てと横
断的で縦断的な手立てや支援が必要ではないかと思っておりますし、そのため
に配置されているのではないかと思えます。

しかし、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーは、学校でう
まく活用、活動ができていないという現状があり、結果、子供への十分な支援
ができていません。理由は3つここに挙げています。スクールカウンセラーと

スクールソーシャルワーカーの配置は地域や学校の差が大きくて、配置時間が全体に不足していて活用することが難しいということもありまして、具体的に申し上げていきますと、スクールカウンセラーに関しては、このところを御覧ください。スクールカウンセラーが常駐している学校が1%ぐらいある一方で、年間数日または全く配置されていない学校がまだ2割ぐらいあります。また、ここは日数のことだけ書いていますが、実は地域によっては1回3時間の学校もあれば、1回8時間の学校もあるのです。また、スクールソーシャルワーカーに関してはもっとで、常駐している学校とか地域がこれだけある一方で、約6割の学校はまだ配置されていない状況で専門的な支援を受けることができていない状況がございます。

さらに、時間が不足しています。一定時間以上配置できている学校や地域でも毎年のように時間数の不足が課題として挙げられています。いわゆる予防の原則に立てば、配置時間が短いところほど間接的な支援とか、こちらの写真にあるような集団を対象にした心理教育とか予防教育に重点を置いたほうが本来効果的であるはずなのですが、現実はそうなりません。この配置時間が短い学校では個別の相談、緊急性が高いケースの対応だけで勤務時間がほとんど終わってしまっています。心理教育とかの予防的な活動をする時間を多くの学校で持つことができていません。さらに、校内会議、生徒指導とか特別支援に関する参加とか、できたらいいのですが、その参加も教師と話し合う校内連携の時間もほとんど取れていません。また、要支援度が高い子供ほど児童相談所とか他機関と連携した支援が必要なのですが、校外連携する時間や機会がありません。向こうは連携してくれようと思っても、こっちは月1回、数時間しかないと連携のしようがないという限界があります。

また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用する難しさとして、その業務を学校の先生方が何をしてくれる人なのかが分かっていないからつなぎにくいということですか、また、そういう専門家は困ったことがあったときに面接してもらおうものという認識があったりですか、そもそも支援体制にちゃんと組み込まれていなかったり、組み込まれていてもそれが活用されていなかったりということがあったりします。また、何でもかとさらにその背景にいくと、非常勤職員の位置づけが今、公立校はほとんどですので、誰が非常勤で時々やってくる人の面接とかいろいろな調整をするのかといたら、いつもいる学校の先生がしてくださっているわけなのです。そうすると、専門家が来てくれることによるメリットだけでなく、それを支える、コーディネートする負担が学校側に行っていますので、余計その余裕がないという背景もあるかと思えます。つまり、現状では、配置されているけれども、予防、早期発見・早期対応、連携が困難な状況があります。

これを地域や学校へ効果的・計画的に配置していくことができれば何ができるかということです。そうすると、いわゆる多層支援モデル、これは最近、グローバルスタンダードになってきて、PBISモデルなどということもそうなのですが、それに基づいた予防とか早期発見・早期対応、連携が可能になると思います。予防することで8割ぐらいの子供はある程度適応していけるし、第2段階でその層だけでは足りない子たちに支援すれば、5から15%の子供はそこで救うことができる。それでも難しい子は、要支援度が高い専門機関とか関係機関の連携によって個別に支援するというようなモデルになっています。それぞれ申し上げたいと思います。

まず、学校で効果のある、エビデンスのある、例として挙げていますが、こういった心理教育は効果があるというエビデンスがあります。こういったものがまず専門職を配置することで活用できるようになると思います。これは文科省のほうで進められていますが、生徒指導というと、一般的な響きとしては、問題を起こした子が叱られたり、おいこらと言われるような受け身的な生徒指導のイメージがあるのですが、それをそうではない、問題を起こす前にこちらから起こしにくくするための関わり、それを積極的生徒指導と呼んで、今、文科のほうでも検討が進められているのですが、それを一体化にして、いつ頃の子供たち、これぐらいの子供たちにはこんなことを伝えるといいというようなことを年齢に応じて体系的にそれを多くの学校で実施していくことができれば、さらなる効果とか効果の持続が期待できると思います。

次です。さらに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを学校の取組の中に多く配置して組み入れることができれば、定期的に関わっている生徒指導委員会などの校内委員会への参加ですとか、学校では多くのアンケートを複数やっています。それがまた負担にもなっているところがあるのですが、そういう複数のアンケートや調査票を整理して、実施して、そこで引っかかった子にどうやって聞き取って対処までつなげるかという、一体的に行うように、学校の今の体制に合わせた確認とか改善に専門職を活用できると思います。

3つ目、学校により多くいつもいることができれば連携可能になってくると思います。要支援度が高い子供ほど、家庭の支援、家族の支援や多機関連携が必要なのですが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーがいることで児童相談所、医療機関、福祉施設等との専門職同士の連携が行いやすく既に多く配置されている機関でどんなことができているかということ、例えば病院に行くときの紹介状の作成とか、受診の同伴とか、やはり要支援度の高い子供とか家族ほど専門機関につながりやすかったり、行きにくいので、そういう同伴とか連携、また地域における連携、これはスクールソーシャルワーカー

の例ですけれども、いわゆる要対協が参加して教育と福祉の連携が促進されているなどという例があります。ですので、そうすることで子供一人一人を支援する上で様々な関係機関をつなぐことができるのではないかと思います。

さらに申し上げれば、この連携を促進するために専門職をうまく配置すれば支援の溝も乗り越えられるのではないかと思います。学校は、入学とともにほとんどの子供や家庭と接点を持つことができるというメリットがあります。でも一方で、卒業とともに支援が途切れやすいというネックがあります。ですので、在学中にバトンを確実に渡す。スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーがコミットしてしっかりとバトンを渡すほうです。それと地域のほう、バトンの受け手のほうです。こちらにもしっかり専門職を配置しておくことでうまくいくのではないかと。行政のほうに具体的にはワンストップ窓口を設置して、そこに心理や福祉の専門職を配置してアセスメントとコーディネートを行う。このアセスメントがなかなか難しいのです。今、地域でどんなところでもアセスメントとか評価、検査をしてほしいといっても数か月待ちの状態があったりします。なので、ワンストップ窓口で狭い意味でのテストもそうだし、広い意味での見立てとかいうこともそうですし、それに合わせてサービスのコーディネートができるといいのではないかと思います。

具体的な既になされている取組として、熊本県玉名市のワンストップ窓口のくらしサポート課の取組を御紹介させていただきます。ここでは、人の成長、発達とともに問題や悩みは変化していくものだという前提で、問題ではなく、人を支援するというところで、縦割りや年齢の切れ目をなくすということ、このくらしサポート課に相談すれば、そこからいろいろなところにつないでもらえるのです。いろいろな必要なサービス、年代に応じていろいろなことがあります。就労支援から介護の支援からいろいろなところでサービスをコーディネートしてくれるというところが特徴になっています。これは今後非常に期待できるのではないかと思います。

先ほど私がもうちょっと前で申し上げたスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の効果的で計画的な配置ということについては、経験のある心理職や福祉職を、行く行くは学校に全て配置されるのが望ましいと思っていますが、一気にそんなふうにお金的にも難しいと思いますし、人材もそれほど潤沢にはいません。養成が追いつかないと思います。なので、まずは地域の教育委員会や行政に配置していくということが効果的ではないかと思っています。そうすることで学校での活用の質の向上と維持ができるのではないかと思います。ほとんどの地域でスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用マニュアルが実はあって、これがなかなか活用されていません。でも、これが活用されて更新できると思いますし、今は専門

職をうまく使ってくれる先生が教育委員会とかにいても、異動することでリセットされてしまうのです。それが低減できると思います。

また、教育委員会とか地域のところに置いておくと、学校で働いているスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーにまだ経験が若い人が来ても助言とか指導ができるようになるので、活用の質が向上し維持できると思いますし、学校に全て配置するだけで終わってしまうと、地域に配置していないと何か問題があったときの第三者性を担保することが難しくなってしまいますので、より地域のほうから、上のほうから順番の配置がいいのではないかと思います。

さらに、そうしておくことで学校では、いろいろな学校コミュニティでは、自死が起こったとか、事件とか事故が生じたときに緊急支援が行われているのです。そのときに専門職をよく活用していただいています。その地域に置いておくことでコーディネーターの役割も取ることができますので、そうしたメリットもあるのではないかと思います。

まとめさせていただきます。全ての子供が必要な心理・社会的支援を受けることができるように、福祉や医療など様々な関係機関が連携して子供を支援できるよう、学校と関係機関をつなぐスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーといった専門職の地域と学校への効果的・計画的な配置拡充をお願いさせていただきたいと思います。

以下、スクールカウンセラーをしていて私が感じた関係する課題ですとかについては参考資料として付け加えさせていただきましたので、お時間があるときにでも御参照いただけますと幸いです。

御清聴ありがとうございました。

○清家座長 吉村さん、ありがとうございました。

それでは、続きまして、李さん、よろしくお願いいたします。

○李臨時構成員 よろしくお願ひします。NPO法人Learning for Allの李と申します。子供の貧困の支援をしておりまして、貧困、虐待を受ける子供たちへの支援の観点からお話をさせていただければと思っております。

まずは御紹介なのですがすけれども、Learning for Allは2010年から活動しているNPOでございまして、学齢期の子供たちの支援を中心にしております。右に書いてあるように、活動内容としては、学習支援や居場所づくり、子供食堂などを地域で、関東圏でやっております。私自身、兵庫県にある貧困の地域で生まれ育っております、大学時代からこうした活動をボランティアで続けて、今、法人としてもう10年近くやっているという経歴でございます。

今日は子供の貧困、そして虐待の支援の現場の観点からお話をさせていただきたいと思いますが、まず、我々が見ているお子さんたちの状況です。御案内

のとおりですが、7人に1人のお子さんが貧困な状況ですけれども、経済的な貧困のみならず、学力、あるいは御飯が食べられないとか、母親の精神疾患があるとか、多層な困難が折り重なる中で生きているというのが子供たちの現状でございます。

次のスライドに行きますと、子供たちの困難度をピラミッドのような形で整理しました。虐待死のリスクがあるような児童相談所が対応するレッドゾーンのお子さんたちの手前にいる要支援のイエローゾーンの子たちがコロナの前からたくさんいらっしゃいましたが、今はかなり増えているなという実感があります。我々も虐待通告が例年の4倍に広がって対応しておりますし、こうしたイエローゾーンの子たちに、やはり予防的な支援を届けないといけないのですけれども、なかなか子供たちに支援が届いていないのが現状かなと考えております。

その背景にあるのが、こうした子供たちに関わる地域の大人たちの疲弊もあると考えています。例えば右側にある学校の先生、先ほどのお話にもありましたが、とても忙しくてなかなか子供たちの個別の対応をできない状況があります。また、左側にある行政の方々のサポートも福祉の窓口がパンクしていたり、ワーカーさんがとても多くの子供たちの対応をしていて、とてもじゃないけれどもさばき切れていない。また、下にいる地域の我々のようなNPOの支援も限定的で、地域の学校行政、地域のNPO、この大人たちが連携できていないことによって、なかなか子供に支援が届いていなかったり、不十分だったりすることが地域で起こっていると考えています。

その一例としてこちらのスライドを挙げさせていただきましたが、地域の連携体制の中核を担う要保護児童対策地域協議会というものが地域にございます。いろいろ書いてあるのですが、要はこの協議会、会議体があまり機能していないのが現状かなと考えています。右下の会議の運営状況というところを見ていただければと思いますが、2時間ぐらいミーティングがあっても、支援リストにある子供たちの情報共有を上からして行って終わるといった、そんな内容になってしまっているのが現状でして、支援頻度もまばらだったりします。本当はここで子供たちの状況をシェアしながら、関係機関がどういうふうに連携して子供たちの支援を組み立てていくか、そういったことを議論できればいいのですけれども、なかなかこの要対協が機能していないというのもありまして、子供たちがしんどい中で放置されている現状があるのではないかと考えています。

こうした背景を受けて、我々のほうで4つの軸に沿って御提案をまとめております。一つ一つお話をさせていただきますけれども、まず、困難な子供たちにしっかりと支援を届ける。出会って支援につなげるという仕組みづくりに力

を入れるべきだと考えています。短期的には先ほど出てきた要対協の運用改善をお願いしたいと思っております。この運用が割といろいろな自治体でまばらでして、こうしたものの運営の手引きとかをつくっていただいて、全国で统一的にやれるとより機能が増すかなと考えております。

また、長期的なところですが、自治体のデータベースを活用してハイリスクなお子さんたちに支援をプッシュ型で届けるアウトリーチをしていく。こうしたこともできるかと思えます。我々が埼玉県戸田市や茨城県つくば市でやっている事例なのですけれども、子供や家庭の状況をデータベースにまとめて、そこであるフラグを立てながらハイリスクな家庭を抽出します。そうしたハイリスクな家庭をアウトリーチ対象者リストという形で整理して、我々や行政のワーカーさんが実際にしっかりとプッシュ型でアウトリーチをかけて支援の現場につないでいくということがあります。こうしたことも検討いただくと子供たちに支援がリーチするのではないかと考えております。

続いてですが、子供へのアウトリーチを工夫することと、やはり同時にその支援の受け皿を増やすということもやっていかないといけないと思えます。中学校区に1つ、困ったときに頼れる居場所を創設する、こうした受け皿の創出というのも1つポイントかと思えます。

また、この居場所が専門的な支援につながる場所、ただの居場所ではだめだと思っております。居場所拠点の必要性というのが左のほうに書いてありますけれども、困難な状況であればあるほどSOSを吐露するハードルが非常に高く、なかなか来てすぐに相談してくれるということはありません。例えば3年前にお父さんに性的虐待を受けたとか、日常的に暴力を振るわれているとか、バイトで稼いだお金を親に取られるとか、そうしたことを子供が吐露してくれるまでに深い関係性を築いていくことが重要で、そうした意味では、信頼関係を育む居場所感がある、きちんと子供が安心・安全を感じられる場所というのが非常に重要かと思えます。

また、その場所がただの場所というよりは、幾つかやはり機能するためのポイントがあるかなと思っております、それが右側にチョン3つで書いてあるところです。1つは地理的なアクセスのハードルがなく、気軽に寄れるということで、中学校区に1個ぐらいないと子供たちが気軽に行けないので、そうした地理的なアクセスが可能な場所にあるというのが一つだと思います。

もう一つは、行政や学校と連携したアウトリーチを実施して、きちんとその居場所に子供をつなげるということです。先ほど来ありますとおり、居場所を開いているだけではハイリスクな子供たちは来ないので、そうしたところにきちんと行政が学校と連携した上で、しんどい子供たちがつながる工夫が必要かと思えます。

また、当事者の意思を尊重して困難度の高いケースには個別支援の計画をつくったり、居場所内外の支援と連携できる、そうした支援の専門性がある居場所である必要があると思います。ですので、ただの子供食堂や児童館、こうした社会資源はとても重要だと思うのですが、それでは対応できないハードなケースが重なってくることが多いですし、虐待予防の文脈も考えますと、例えば手首を切ってしまうとばんそうこうをすごく貼った状態で居場所に来た女の子がいらっしやったり、あと、来た瞬間に泣き始めて、お兄ちゃんに暴力を振るわれたという、そうしたことを吐露する子たちもいらっしやいますけれども、例えばそういう子たちの対応は、やはり地域のボランティアさんが専門性なく対応してしまうと非常に危険でもあります。ですので、ある程度の専門性を持った居場所でないといけないと思いますし、医療や発達支援、そうしたところとの連携も必要になりますので、そうしたコーディネートができるソーシャルワークができるような、そんな専門性を持った居場所が今求められているのではないかと考えています。

次ですけれども、受け皿の拡充ということで、既存の学習・生活支援事業、厚労省さんの事業、こうした拡充も検討いただけるといいのではないかなと思っています。全国的な支援量の確保、左側にありますとおり、就学援助対象の子たちが137万人おりますが、この学習・生活支援事業の受益者は5.6万人にとどまっております。もちろん全員が対象とは限りませんが、あまりにも受け皿が少ないのではないかと思います。また、補助率が2分の1で任意事業ということもありまして、なかなか小規模自治体で参入できないケースもございます。

また、右側にありますとおり、学習支援といっても学習を教えるのみならず、アウトリーチ、他機関連携、オンライン環境整備、いろいろなところがクリアしなければいけないポイントになっていきますので、そうした意味でも補助率を上げることによって、より多様な支援を提供できるのではないかと考えています。

続いて、子供支援を担う専門人材の確保・育成に関してです。我々のような業界でなかなか支援者が定着しない、成長できない、そんなふうになってしまっているのではないかと思います。子供支援者が安心してキャリアパスを描けるような適切な公定価格の設定、常勤化とか、そうした制度を拡充していただくと非常にありがたいと思います。左側にあるとおり、やはり過酷な労働条件で就職先として選ばなくて、また、なかなか人材が確保できず、バーンアウトしていく。こういう悪循環に今入ってしまっているのではないかと思います。スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラー、社会福祉士など専門性のあるワーカーの方々の労働環境を改善することで、右にあるように、地域の

中での予防的なケアの質が上がっていったら、そのことが回り回って児童相談所の負荷も軽減していくことになると思いますので、こうした地域の人材確保・育成に関して強化していくことも重要かと思えます。

また、育成に関しては、なかなか育成のノウハウというものが社会全体でシェアされていないと考えております。ですので、左にあるようなオンライン研修ツールをつくったり、右側にあるとおり、国でのブロック型の研修とか、自治体での研修をしていただくとか、官民連携での研修体系をつくる。こうしたことが非常に必要になってくるのではないかと思います。

生活困窮者自立支援制度の中で学習生活支援事業に関してあまり研修も少なく、特に子供分野に関してはまだまだ全国規模の研修体系はなかなかできていないと思いますので、これを機にそうした支援者育成に関しても強化していくことが重要かと思えます。

最後になりますけれども、こうした支援の実施状況のモニタリングと地域の子供支援への財源確保、こうしたところも非常に重要になるかと思えます。各地域の支援体制の展開状況をデータベースなども活用しながら、支援の体制、支援量の確保ができていくかのモニタリングもできるようになるととてもいいと思いますし、こうしたものは本会議の後継会議などでモニタリングできるととてもいいのではないかと思います。

また、中長期の視野に立った投資が非常に必要かなと思っております。コロナ対策でも見守り強化学業等、いろいろな事業が出たのですが、単年度ということで自治体がなかなか乗れなかったということも非常に声として上がっております。複数年度で支援を担う人材・団体の確保・育成を含めた地域の子供支援者の育成、こうしたところに力を入れていただくと、地域の中の要望力が上がっていくのではないかと思います。

まとめのスライドは時間の関係でお話ししませんが、子供に寄り添って地域で予防的・包括的に支える体制をつくるのが今とても必要になっているのではないかと考えております。

以上になります。

○清家座長 李さん、ありがとうございました。

それでは、ここでお三方のプレゼンテーションについて10分程度、質疑に移りたいと思います。御発言のある方は挙手ないし挙手ボタンを押していただければと思います。秋田構成員が少し早めに御退室ということでございますが、もし何か先にコメントがございましたら、よろしく願いいたします。

○秋田構成員 ありがとうございます。学習院大学の秋田です。

お三方ともに本当に地域に密着した実態をお話しいただきまして、強く感じたことは、やはり地域の中での連携体制がさらに一層重要であり、特に要対協

がなかなかうまく機能できていないようなところがあるというお話があったり、私も思うところですが、専門家が常勤専任雇用できちんと子供政策のためのスクールソーシャルワーカー等が十分に雇用できていない。ここを国が何らかの形で地域の格差なくできるような仕組みをつくっていくことがとても重要ではないかと感じております。特に私がお三方に伺いたいと思うのは、これまでもそうでしたが、コロナにおいてかなり様相は変わってきていると思います。さらに切実に子供の危機感というのでしょうか。子供をめぐる状況は悪くなってきているのではないだろうかと思います。そうした中で、先ほど李さんのほうからは少しお話をいただきましたが、やはり今後、コロナにおいて、それをポストコロナとしてどうしたらいいのかというようなところを伺いたいということです。それから、やはり子供の支援は対面がとても重要でありますけれども、一方で、先ほどのデータベースの話もありましたけれども、オンラインでできるような支援もコロナの展開によって生まれてきているのではないかと考えます。この辺り、データベースというだけではなくて、例えばすぐに寄り添えないような地域でも、各地域の特定のところが担うだけではなくても、いろいろなネットワークを活用していくような方向もあり得るのではないかと考えております。この辺りもコロナ後を見据えるということと、それから、オンライン等でもどのような可能性があるのかということをお三方にぜひ伺ってみたいと思っております。

以上になります。

○清家座長 ありがとうございます。

そうしましたら、佐藤構成員、宮本構成員からも御発言の御要望がありますので、お二人からまずコメントをしていただいて、まとめて3人のプレゼンテーションしてくださった方々からお答えいただきたいと思います。

それでは、佐藤構成員、よろしく申し上げます。

○佐藤構成員 中央大学の佐藤です。どうもありがとうございます。

基本的には秋田構成員と重なるので本当に短くですけども、やはり吉村さんや李さんが言ったように、現場での専門職の役割はすごく大事ですよ。ここが今回の事務局の最初のこれまでの議論の整理で、将来の投資として位置づけるというお話があったのですけれども、やはり議論の中で専門職人材の常勤化なりキャリアパスをきちんとつくっていくということをやらないと駄目だと思いますので、ここをぜひ議論のまとめの中に少し組み込んでいただきたいと思います。

そういう中で1つだけ、吉村構成員、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーをある程度配置できている自治体もあるみたいなお話が合ったので、今みたいな予算制度だと、そこは独自に自治体が工夫しているのか、ち

よっとその話を伺いたい。多少それを広げていくために国としてどんな支援ができるかということをお伺いしたいと思います。どうもよろしくお願いいたします。

○清家座長 ありがとうございます。

では、宮本さん、お願いします。

○宮本構成員 李さんの御報告の中で要保護児童対策地域協議会の件が出ておりました。会議は行われるのだけれども、情報交換の範囲を超えることができないということでしたけれども、実はこれは要対協だけの問題ではなく、各地方自治体に下りている様々な子供・若者に関する支援計画の多くがというか、全てが協議会方式を取っておりますけれども、その協議会が十分に機能していないということを強く感じているところでございます。

例えば子ども・子育て支援計画、子どもの貧困対策、先ほどの要保護児童対策、その他もっとたくさんあるのですけれども、中央省庁ではそれぞれが専門性を持ち、法的な根拠を持って地方自治体の下ろされていくわけで、多くが地方自治体の努力義務となっておりますけれども、それを受ける地方自治体は本当に職員数4名くらいの規模でそれを受けて行わなければならない。総合性ということが言われますけれども、しかし、法体系は総合性ではなくそれぞれ独立しておりますので、結局それに対応した形で計画を立てるけれども、実態のある支援体制をつくることができないような状況になっているのではないかという感じがしているところです。

そこで、李さんに伺いたいのですけれども、要対協の協議会とそれ以外のものとの関係です。その辺りでもう少し何が問題として感じられているかについて伺えればと思います。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、ただいま秋田さん、佐藤さん、宮本さんからコメントをいただきましたけれども、それぞれに御発表いただいた北川さん、吉村さん、李さんのほうからお答えいただきたいと思います。まず、北川さん、よろしくお願いいたします。

○北川臨時構成員 コロナ禍の中で、私たち障害児支援は学校が休みになってもセーフティネット機能としてずっと放課後等デイサービスなどは開いていました。ただ、やはり感染した場合、自宅で待機しなくてはいけないということで、障害児を育てるお母さんたち、お父さんたちは非常に大変ですので、保健所と話し合って一般の2週間よりも1週間で特別な保育体制などをつくって支援しました。PCR検査を保健所に持っていけないということもありますので、むぎのこは、子どもが多いので検体を職員が子どもの家を回り500以上保健所に届けたこともありました。ただ、やはり学校になかなか行けなくなった子どもは増えていると思います。そこを支えていかななくてはいけないところだと思いま

す。

オンラインに関しては、子供ではないのですけれども、私たちのところではんしんSOSをやっている、10代の方からも含めてオンライン、LINEとかの相談がほとんど8割方なので、ちょっとした子供の相談とかそういうのも含めると、オンラインの活用は今後すごく大事になってくるかなと思います。

専門職に関しては今、国の社会的養育委員会で話されていますので、子ども家庭福祉ソーシャルワーカーをどう位置づけるかということが今後非常に大事になってくるかなと、ここがしっかり位置づけられることで子供の専門職が国の中で位置づけられるのかなと思いました。

あと、要対協は比較的、10年ぐらい前は形骸化みたいなのところがあると思うのですけれども、今は本当に、私の地域では行政の方も、いろいろな事件もありましたということもあるのですけれども、非常に情報交換の域を超えて、誰がその家庭をしっかりと支えていこうというところまで行っています。支援の場がないと情報交換になっていくと思いますが、私が今回言いたかったのは、大変な家庭をどう支えるかというところを充実させていかななくてはいけないというところなので、そこをしっかりと充実させていくことで要対協ももう少し活性化するのかなと思いました。赤ちゃんが急に生まれた繁華街で働いているお母さんと子供をどう支えるかというとき、本当に大学病院も看護師も要対協も保護課も児相も家児相もすごくみんな集まって、このお母さんと子供を支えようかという実質的なネットワークなども少しずつ私のところではできているかなと感じております。ただ、ちょっと前までは障害児施策の人は要対協に入らなくていいという時代もありました。でも、「入れて入れて」とお願いして入らせてもらいました。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、吉村さん、よろしく申し上げます。

○吉村臨時構成員 ポストコロナで申しますと、もともとつながりが乏しい子、また、つながりをつくるのが難しい子供や家庭ほど不登校のリスクとか件数も少し高まっていたり、実際に自死率なども上昇しているということがあるかと思えます。

また、コロナにおける取組でちょっとよかった点だけ1つ申し上げると、今回そうだったのですが、夏休みが明けて2学期が始まる時に、多くの学校では2学期が明けるとすぐ実力テストがあって、授業がフルに始まって、場合によっては部活の大会があったりとか、体育祭、運動会があったりすることがあるのですけれども、今回、コロナ対応で分散登校になりました。そのために2学期が始まったときにいきなりハードルが高くなってどんと来るのが、分散登

校のおかげで、2学期明けてからの不登校率が、私が関係している学校ではちょっと減ったような気がしますというのが1点。これは今後も検討していく点で、滑らかな、スムーズな、段階的な学期の初め。夏休み中、特に長期休み明けは生活リズムが崩れているところがありますので、ここは参考にしてもいいのかなと思った点です。

次に、オンライン支援のところでは、タブレットとかオンラインで面接をすることも、学校にあれば確かに可能かなと思いますが、オンラインについてもうちちょっとそれよりも先に期待できる場所として個人的に思っておりますのはアンケートです。学校では様々ないじめ防止アンケートですとか、心と体の健康チェックとか、いろいろなアンケートがあるのですが、特にいじめとかが分かりやすい点なのですが、アンケートを学校で書いていると、それを書いているところを、あの人は何を書いているんだろうと人目を気にして書きづらいところがあったり、その学校で取ったアンケートを集計して入力して活用するという先生たちの負担はとても大きいものがあります。しかし、ここがタブレットとかITの利活用がもうちょっとできる可能性のある分野ではないかと思っております。

次に、もう一つ御質問になりました既にある程度たくさんつくるカウンセラーを配置しているところではどうかというところがございました。これは幾つかあるのですけれども、1つの例に絞ると名古屋です。名古屋の子ども応援委員会が一番有名だと思います。これはいろいろな地域で今、どこの地域もスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを常駐させていた気がします。でも、常駐というのは名ばかりで、いつもいるイメージなのですけれども、いろいろな人が入れ替わり立ち替わりいつもいるということなので、なかなかこれはあまり効果がどうかと思っております。

しかし、名古屋の子ども応援委員会の場合は、本当にパーマネントの職員として、常勤として採用しています。ここで優れているのは、常勤として採用してキャリアパスの道筋がつくことだけでなく、先ほど私がちょっと申し上げた3層構造というか、上のほうからちゃんと配置になっているのです。各学校に1人ずつ常勤がいて、それだけだと第三者性の問題とか、そこで経験が少ない人のスーパービジョンとか指導の問題があるのですけれども、その複数の学校をまとめる形で、地域に1人ずついるのです。さらにそのうちちょっと上にスーパーバイザー的な役割の方がいる。いわゆる3層構造で配置になっています。これがとても1つの形としては検討すべき形かなと。国でもし全体的に配置するときには、下から全員配置するというよりは、先ほど申し上げたように上にほうから地域に1人ずつ常勤配置したほうがいろいろ理にかなっているのではないかと思っております。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、李さん、お願いいたします。

○李臨時構成員 まず、コロナの影響は、やはり申し上げたとおり虐待がかなり増えた。我々の通告対応でも4倍に増えたというところが非常にポイントになると思います。虐待予防を徹底してやっていく、虐待通告をしていく、こういうことが重要かと思います。

オンラインに関して、我々もオンラインで学習支援をしたり、オンラインで学童をしたりだとか、中高生の居場所を開きました。これがうまくいったこともたくさんあって、全くつながれない子たちがオンラインだったらつながれるとか、こうしたことはやはりありました。我々の支援エリアの外の子もオンラインだったらつながれるので、そういった意味で対象者が拡大したなという印象があります。

オンラインでやることで、例えば昼夜逆転していた小学生、コロナで一斉休校中にずっとユーチューブ漬けで朝4時までユーチューブを見てお昼に起きるという生活をしていたのですけれども、オンラインで学童して、朝9時に起きるようになったとか、そうしたいい影響もありました。そうしたオンライン支援をフックにオフラインの支援につなげていくことができますし、オンラインがあることで、郡部とか僻地で困っているお子さんたちにもアクセスできるという点で、とてもいい影響があるのではないかなと思っています。

佐藤先生にも一言だけ言うと、スクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーが学校の中のことに対応するだけではなくて、今、学校外の我々のような学習支援や子供食堂、そうしたところとの連携が必要になると思うのです。連携をするときに地域資源との付き合いをしていくという、このコミュニケーションにかなり工数、時間がかかるわけですが、やはり週2とか週3だと地域のところまで連携する時間をつくれないうのはすごく現場でよく聞くところですし、また、我々は例えば18時以降とか、土曜日や日曜日に支援していますが、基本的に学校基準でやっているとな勤務外の時間になってしまうので、時間調整などが発生してあまりうまくワークしていないということで、学校と学校外の支援がそういうふうにソーシャルワーカーがうまく連携できていないという構造があるかなと思いました。

宮本先生の要対協の話なのですが、連携会議との連携がうまくやれているのを逆にあまり見たことがないぐらいでして、それこそ谷口構成員のところの佐賀県とかは子若の制度でとてもお上手にやっていらっしゃると思うのですが、我々のところだと、例えば子供の貧困のチームのメンバーが実は要対協に入っていないとか、なので、要対協で何が行われているか分からず、我々の子供の

貧困チームでできた担当課で見ているお子さんが要対協のケースになっているかは一々担当部局に確認しに行かないといけないといったような、どう考えても同じサポートをしないといけない部署であるにもかかわらず、そこまで分断してしまう。それは一々規定を変えたりだとか、構成メンバーを入れ直したりしないといけないので、やはりこれは国で一律の仕組み化してしまうのがいいかなと考えております。

以上になります。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、まだ御質問もあるかと思えますけれども、時間がございませんので、もし追加質問のある方は、事務局のほうにお知らせいただきたいと存じます。

それでは、続きまして、中室さん、よろしく申し上げます。

○中室臨時構成員 ありがとうございます。私、慶應義塾大学で教育経済学を専門に研究をしております、9月1日からはデジタル庁のほうでデジタルエデュケーション統括も担当させていただいております、中室と申します。どうぞよろしくお願いいたします。本日は発表の機会を与えていただきどうもありがとうございます。

冒頭、これは経済学の分野で「The Quarterly Journal of Economics」というトップジャーナルがありまして、そこで発表された新しい研究について御紹介をします。これは過去50年にわたるアメリカでの133の公共政策を評価した新しい論文なのですが、これによると、縦軸が政策の費用対効果で横軸は政策の受益者の年齢を取っています。縦に数字が高ければ高いほど費用対効果が高いわけですが、見ていただくと分かる通り、費用対効果が高い政策は左端のところに集中していて、これは子供たちの年齢が若いときにやった政策で費用対効果が高いということを示しています。ですので、費用対効果が高いのは子供の教育と健康への投資であるということが分かってきていて、そうした政府の政策の多くは子供が大人になった後の税収の増加、あるいは社会保障費の削減によって初期の支出を回収できているということが分かっています。ですので、子供の健康や教育への投資というのは、まさに投資であるということが非常に重要なところかなと思うのですけれども、私が今後の子供政策の中で非常に重要だと思う点、それから、もし仮に子ども庁が設立されるとしたら、こうしたところにフォーカスすべきではないかという点を1つだけ述べさせていただくとすると、今の近況を踏まえて、幼少期の困難な子供たちの健康と教育への支援ということではないかと思っております。

困難の定義は何かというと、いろいろあると思うのですけれども、例えば経済困窮であるとか、独り親であるとか、特別支援であるとか、不登校とか、虐

待とか、様々な観点もあると思いますが、そういった子供たちをしっかりと国として救済していくことが重要ではないかと思っております。

その理由としては、第1に、困難な状況にある子供たちは、特定の課題ではなく複数の課題を抱えているということがあります。これは先ほど李さんも御指摘になったとおりにかと思えます。この観点からいいますと、縦割り行政を打破することによるメリットが極めて大きいということだと思います。第2点に、自治体が困難な状況にある子供たちを支援する、自治体がやるんだということになると、実はヤードスティック競争というのが起きて、資源配分がうまくいかなくなるということが生じています。この点は後でまたお話をいたしますが、その意味においては、子供政策の一部は自治体に任せっ放しでは駄目で、国がしっかりとやっていかなければいけない部分があるだろうと。これは先ほど李さんがおっしゃった要対協の話もそれに該当すると私は考えています。3つ目に教育の無償化のような再分配、これは今、18歳以下の子供に10万円という話も出ていますけれども、そういう再分配ではなくて、教育の質を高めるような投資のほうが格差是正に有効であるということでもあります。この点を1つずつデータに基づいてお話ししていきます。

これは私たちの研究グループが2010年10月にNPO法人カタリバとともに経済困窮家庭の子供たちだけを対象にして行った調査です。これでは子供たちの問題行動とか不安感、親自身の感情であるとか学習時間とか様々な認知能力、非認知能力を聞いています。経済困窮のみの課題を抱えている子供の成果は緑で表しています。一方で、経済困窮に加えて、同時にそれ以外の課題を抱えている子供もいます。例えば私たちのデータでは、経済困窮以外の課題を同時に抱える世帯は何と全体の40.2%に上っています。経済困窮に加えて19%が発達障害、7%が身体障害、13%が不登校になっているということでもあります。このように複数の課題を抱えている子供たちと経済困窮だけの子供を比べてみると、明らかに複数の課題を抱えている子は非認知能力や学力や親の感情、あるいは問題行動の面で不利になっているということが分かるわけです。

御承知のとおり経済困窮の子供はそうではない家庭の子供に比べると既にかなり不利になっていると言われていています。さらにそこから重複困難を抱えた子供たちは不利になっているということですから、この人たちを直ちに特定して、救済に行かなければいけないわけですが、行政の観点で見ると、発達障害とか身体障害は健康や保健の関連の部署の仕事であるし、不登校というのは教育委員会の所管であるし、経済困窮というのは福祉部署の担当であって、こうした行政の縦割りによって所管横断的な情報共有が妨げられて、重層的な課題を抱える子供たちに対する支援が十分に行われているとは言えないという状況が起こっています。これが課題の1つ目です。

加えて、実は今のは子供によって大分課題が重複しているかどうかという問題がありますということを行いました、資料の最後のページを御覧いただきますと、学校によってもかなり濃淡があるということが分かります。これは私たちの研究グループが関東のある政令指定都市で取ったデータですけれども、就学援助率と言われる貧困世帯の割合は、ある学校ではゼロ%ですけれども、最大の学校では35%を超えているというようなことが起こっています。就学援助率がゼロ%の学校に勤務する小学校教員と平均的な就学援助の学校に勤務する小学校教員の労働時間の差は、週に3時間40分以上の労働時間格差があるということも分かっていますので、こうした学校に平等の資源配分をすると格差が拡大していただけないということになります。今、文科省は少人数学級政策を推し進めていて、小学校の教員配置を平均35人にするというをやっていますけれども、そういうことではなくて、就学援助が35%の学校は20人学級にするのだけれども、小学校の就学援助率がゼロ%の学校は引き続き40人学級でいいというような、そういうニーズに合わせた資源配分にしていかなければ格差の縮小はできないと私は思います。

図7は、いじめ・暴力・不登校の分布を同じ関東の政令指定都市で見たものですが、これも見ていただいて分かる通り、ほとんどの学校ではいじめ・暴力・不登校はゼロなのです。でも、極端にいじめ・暴力・不登校の件数が高い学校がある。こういった学校に重点配分をしなければいけない。困難な子供、困難な学校に重点配分をするという資源配分の在り方が重要だと思っています。

2つ目のデータをお出しします。これが自治体では対応できない1つのケースです。乳幼児の医療費の無償化のデータを見ています。御存じのとおり、乳幼児の医療費の無償化というのは自治体ごとにその金額であるとか、あるいはその所得制限のあるなしなどは異なっているという状況があります。自治体の乳幼児医療費助成の対象年齢は、実は2005年以降一貫して上昇しています。直近のデータによると、一番対象年齢が高い自治体で22歳まで無償というところがありまして、何でこんなことが起きているのかといいますと、恐らくヤードスティック競争が起きているからであろうという研究があります。これはどういうことかということ、選挙時に乳幼児医療費対象年齢の緩和が働くということです。要するに、お隣の地区で乳幼児医療費が22歳まで無料ですということになると、選挙のときに隣の自治体がそうなのであれば、ではうちも22歳までというふうにしてヤードスティック競争が働いて、どんどん医療費無償化の年齢が高くなっていくということがあるわけです。これが一体どういう効果があるのかということ、慶應大の後藤先生たちの研究では、通院に対する助成拡大は、低所得地域では子供たちの健康を改善する効果があったのだけれども、高所得地域では予定入院や検査入院のような俗に言うコンビニ受診を拡大させたとい

うことがあります。

ですので、やはり乳幼児医療費助成というのは、貧困家庭の子供に限って手厚く行うべきであって、高所得世帯にまで広げるべきではないということが分かるわけですが、今のヤードスティック競争の現状を考えると、この自制心を自治体側が働かせるのは極めて難しいメカニズムになっているということだと思います。逆に、就学援助のように貧困世帯の子供たちに対する救済案は、お金がない自治体ほどしっかりとアナウンスをしないというような問題が起きていて、貧困地域ほどしっかりと就学援助の話が行き渡っていないというような矛盾も起きています。これはやはり自治体では対応できていないという問題があるわけですので、国としてどのように筋を通すかという、そこを考えていかなければならないところに来ているのではないかと考えています。

3つ目に、私がこうして幼児教育の無償化であるとか、あるいは18歳以下10万円という再分配に反対する理由についてお話ししたいと思います。こちらは私が兵庫県尼崎市の保育所利用料の行政データを出していただいて分析したものになっています。この一番下の緑は保育所利用料の分布を見たもので、一番下の緑が2000年のデータです。一番上の黄色が2015年のデータです。見ていただくとおわかりのとおり、2000年には保育所利用料が一番多かったのは所得がゼロの世帯です。すなわち2000年の初め頃には保育所というのはまだ低所得世帯の子育てをサポートするという福祉的な役割が強かったことが分かります。しかしながら、最近になればなるほど所得の高い世帯の利用が増えていて、この人たちは高い利用料を払っているということになっています。御承知のとおり保育所の利用料は応能負担になっていますので、所得の高い人たちはたくさん利用料を払っている。こういった状況がある中で、ここで保育所の利用料を無償化すると何が起こるかということ、明らかに所得の高い世帯に対して再分配が起こっているということになっているわけです。これはやはり正しくなくて、幼児教育の無償化の支出の多くが高所得世帯への再分配になったという、これが私は非常に大きな問題だと思っています。

それよりももっと私たちがやるべきことがあって、それは何かというと、秋田先生の前で私がこういうことを言うのは大変僭越でありますけれども、教育の質を高めるということが極めて重要だということです。アメリカの研究には、これは非常に有名なノーベル経済学賞を取ったジェームズ・ヘックマンという経済学者の研究によりますと、非常に質の高い就学前教育を受けた子供たちは、将来の所得が向上したり生活保護受給率が低下したということが示されています。

一方で、カナダのケベック州で1997年に日本と同じように幼児教育の利用料の引下げが起こって、その結果どうなったかということ、子供たちが10代から20

代になった後の非認知能力や健康、生活満足度が下がったということになっているわけですから、利用料を無償化して質が下がって、そうすると将来の子供たちの成果が下がったということなわけですから、やはり質を高めることが優先で、無償化はその後に来るべきことだと私は思います。こうした事実関係を踏まえて、今、私が提案したいことを3つに絞って申し上げます。

1つは、先ほど李さんがおっしゃったことと全く同じで、自治体が所管横断的な情報共有をできるようにデータベースを構築することです。これに関してのボトルネックは実は個人情報の問題だったり、あるいはマイナンバーの利活用の問題があり、この点は現在、私自身もデジ庁の中で議論を進めさせていただいております。

2つ目ですが、虐待や自殺など放置すれば生命の危険に及ぶ異変をそうしたデータベースを使って速やかに察知、特定し、予防的に介入を行うということだと思います。予防的介入は問題が生じた後の政策介入よりも効果が大きいということを示す研究があります。

3つ目に、幼児教育無償化とか18歳以下に10万円というような教育需要を喚起するような刺激策や再分配が子供たちの将来の学力や学歴に与える影響は一時的、かつ費用対効果に優れないということを示す研究は多数あります。一方で、教育の質を向上させるような投資は費用対効果に優れているということが分かっています。今回、ヒアリングの対象先になっている慶應義塾大学文学部の藤澤啓子先生が今回のヒアリングの中で幼児教育の質を高めるにはどうしたらいいかということについて意見をまとめておられますので、そういったことも参考にして、幼少期の子供たちの教育の質を高める投資を行っていくべきではないかと考えております。

私からは以上です。

○清家座長 中室さん、ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、山口さん、よろしくお願いいたします。

○山口（慎）臨時構成員 よろしくお願ひいたします。東京大学の山口です。私からは、子供政策はたくさんあるのですが、少子化対策という観点に絞ってお話をしたいと思います。

公的な子ども・子育て支援をどういうふうに国際比較するのかというのはいろいろな論点があると思うのですが、ここでは現物給付、現金給付、税制を通じた給付の3つで構成された公的支出に注目しています。最新の国際比較の数字は2017年のものなのですが、対GDP比で1.79%ということで、OECDの平均にかなり劣りますし、大陸ヨーロッパのフランス、デンマークといった国には大分差をつけられている状況になっています。

ここが全体像ではあるのですが、今日お話ししたい点として2つ強調してお

きたいと思います。1つは少子化対策という観点からすると、現物給付、つまり保育・幼児教育というものが現金給付、例えば児童手当ですとか、それよりも費用対効果が高いのだという点が1点。もう一つ、少子化対策という話とも後ほどつながるのですが、親の就業にかかわらず、ゼロから2歳児に広く保育・幼児教育の利用機会を認めることが必要ではないかというのが私からの提案です。

現物給付にするべきか、現金給付にするべきか。同じ予算であっても何に使うべきかという論点なのですが、数々の研究が示したところによると、いずれの施策も出生率向上には寄与するものの、金額当たりの効果という点で評価すると現物給付、つまり保育所整備のほうがより効果が高いということが分かってきています。その背景に何があるかという点、現物給付、保育所整備などは女性の子育て負担を直接削減するのだという議論があります。

こちらのグラフでお示ししているのは、横軸が男性の家事・育児の負担割合、男性が家庭の中で何%ぐらい家事・育児をしているのか。縦軸が合計出生率になっています。国によって調査年が違うので2010から2019年と幅広くなっているのですが、ここで見ていただきたいのは、日本が残念ながら左下に位置するということです。男性の家事・育児負担割合が低く、出生率も低いと。全体としては右上がりの傾向が見られるわけです。つまり、男性の家事・育児負担割合が高い国では出生率が高い傾向がある。もちろんこれは単純に国際的な相関関係を示したもので、必ずしも因果関係ではないのではないかとというような御指摘はごもっともなのですが、その点についていろいろな議論が経済学の中でも深まってきているので、御紹介したいと思います。

さらに詳しいデータを精査したグループの報告によりますと、夫婦ともに子供を持ちたいと思っている場合には実際に3年以内に子供が生まれているというのがよくあると。夫婦ともに子供を持ちたい場合に子供が生まれることには驚きはないと思うのですが、一方で、夫が望んで妻が望まない、あるいは妻が望んで夫が望まないというようなこともあり得るわけで、そうした場合、一方だけが望んでいる場合にはなかなか実際に子供が生まれているということはないようです。特に多いのが、夫は子供が欲しい、一方、妻は欲しくないと答えているカップルがかなりの数に上る。妻が賛成していない場合、何が起きているのだろうかというのを詳しく見ていくと、こういう家庭では夫が家事・育児を担っていないことが多いということが発見されました。したがって、夫がより家事・育児を担うことで妻の負担を減らして子供を持つことに前向きになるのではないかとということが予想されるわけです。

データを見ながらとはいえ、これは純粋な理論的な研究であるわけですが、ここから政策上何が言えるかという点、1つは、妻の負担削減を狙い撃ちする

ような政策が有効であろうということが分かるわけです。これまでの少子化対策では夫婦全体で合算して子育て負担をどう減らすかということを考えていたわけですが、実際に家庭の中でどちらのほうか、妻のほうか、夫のほうか、どういうふうに負担しているのだろう。それを政策によってどう配分を変えるのか、水準を下げるのかといった議論があまりなされてこなかった。この点が実は重要だということが認識されるようになってきているわけですから、それを踏まえると、現金給付よりも現物給付のほうがいいだろうということが予想として出てくるわけです。児童手当や子育て世帯への税制優遇ですと、家計全体の負担は減るのですが、減った負担、あるいは家計に投入された児童手当のような経済的リソースがどういうふうに使われるかというのは、必ずしも行政のほうでコントロールできないわけです。その点、保育所の拡充ですとか待機児童の解消というのは妻の負担削減により直接的に機能するということが考えられます。そして、こうした意味では男性育休推進というのも少子化対策として、子ども・子育て支援として有効であるだろうと考えられます。

1つ御提案したいのは、ゼロから2歳児への保育・幼児教育の利用機会の拡大です。現在は保育の必要性が重視されて、基本的には両親がフルタイムで働いていらっしゃる方が子供を預けたいというときに使えるようになっているわけですが、そうした福祉として捉えるのではなくて、ゼロから2歳児に対する保育も幼児教育として位置づけ直すことによって、短時間利用を認めるというようなことをするのが少子化対策としても効果があると考えています。

そして、最も気になるのは子供に対する影響なのですが、日本のデータでも我々の研究グループで保育園の利用、2歳児が利用した場合に言語能力、非認知能力に対して好ましい影響があるということが分かってきています。そして、先ほど中室先生からも御指摘、御紹介があったとおり、幼児教育というのは短期的には支出ではあるのだけれども、長期的には回収可能であるために、投資として考えるべきではないかと感じています。

最後にデータについて少しお話しさせていただきたいと思います。子ども・子育て支援をバックアップしていくものの1つとして、子供についての統計整備、あるいはEBPM推進というのも不可欠ではないかと考えております。まず統計整備ですが、行政のデジタル化が1つ前提になっていると思います。行政のデジタル化を進めますと、同一個人の追跡ですとか家庭環境の把握が非常に容易にできるようになります。また同時に、子供について発達状況の統計整備となると、学力、テストの点数ですとか、あるいは健康面といったところに限られがちですが、最近の研究ですと学力以外にも測れるものが出てきていますので、そうしたものも統計整備の中に含めていけばいいのではないかと思います。具体的には非認知能力、心身の健康、課外活動、友人との交流範囲などです。

また、こうして集めたデータから得られた知見というのも政策に生かしていく取組、EBPMの推進が必要ではないかと思われます。これまでのところ、現状を把握するためにデータを集めて、その段階で終わってしまうということが多いのですが、データを集めた後には一つ一つの政策にどのような効果があったのか、その因果効果を明らかにしていくというような取組も特に重要な政策では必要になると思います。また、例えばGIGAスクールのような非常に大規模な重要政策導入時には、その導入の時点で、最初の段階で効果測定も視野に入れるような形で計画を立てる予算を組むといったことも必要になるのではないかと考えています。

私からは以上です。

○清家座長 山口さん、ありがとうございました。

それでは、少し皆様にお約束した時間が近づいておりますので、時間が限られてございますが、御質問、コメント等ございましたら、よろしく願います。

それでは、古賀さん、よろしく願います。

○古賀構成員 お二人の学問的なベースを持った効果測定のお話、非常に興味深くお聞きしました。今のお話にも出ていたのですが、自治体の格差というのは現実に生じてしまっていると思うのです。その自治体の格差を乗り越えるためにもベーシックな支援のインフラは何なのかという、これを国が定めていく作業をお二人は要求しているのだなというふうに私は思いました。

これは、ずっとお二人も言っておられましたけれども、個人情報の問題もあるし、データベースをいかに予防的な措置に利用するかというのは、今ちょっと簡単にお話しされたのですけれども、実は大変難しい問題。特に医療情報は、私が東京都の青少年問題協議会の活動で取り上げたときも、その開示を求めるといことは簡単にはいかないことだと思いました。なので、実は結構大きな壁があるかもしれない。そこを乗り越えて国が支援のインフラを見つけていただくというか、この部分にインフラが要るのだということをお願いすることが、施策のプライオリティーを考える上でも大事だというのが今のお二人の重要なご指摘だったというふうに承りました。

時間が限られているのですが、質問を1つしたいのですけれども、眞鍋先生というノーベル賞を受賞された方が温暖化について、複合的要因の中から温暖化の非常に回帰的な問題を分析された。つまり、現在ではビッグデータを使った様々な解析が可能な中で、養育・教育のような扱いにくい対象での効果分析が今できるのかということ。もう少し別な言い方をすると、効果分析をするためにどんなデータを取るような作業を、例えば子ども庁のようなところがやるべきか。この点だけ教えていただきたいと思います。

○清家座長 ありがとうございます。

荒瀬構成員、何かございますか。もしありましたら短くお願いします。

○荒瀬構成員 ありがとうございます。大変明快なお話を聞きまして、1つ思いましたのは、具体的に教育というものの重要性がこれからますます増していくということです。それで1つ、中室先生にお尋ねしたかったのは、困難な学校に重点的にというお話でしたけれども、その困難な学校というくくりの中に、実は多様な子供たちがいるのではないかと思うのですが、その点についてどう思われるかという1点です。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

それでは、中室さんと山口さんに1つずつ御質問がございましたので、短くお答えいただければと思います。

では、中室さん、お願いします。

○中室臨時構成員 ありがとうございます。

では、私のほうからは荒瀬先生の御質問にお答えしますが、答えとしては単純にイエスだと思います。我々のデータで見ている限りですと、就学援助率が高い学校では、やはり同じようにいじめとか暴力の数値も高い傾向があります。実は驚くべきことに、こういったことを意外と教育委員会が把握していないということもあたりして、では、教員の加配はどうやっているのですかというところ、抽せんで平等になるようにやっていますみたいなどころも結構あたりするのです。なので、やはりニーズに合わせて、状況に合わせてリソースアロケーションをするということが教育の分野ではまだまだできていなくて、みんな平等に、みんなが納得するようになるところの価値観がまだ強いのではないかなと思っています。

なので、やはりデータできちんと見える化をする。どこにニーズがあって、どこに支援をすることが有効かということの見える化をデータでやっていくということが重要なことだと思います。

以上です。

○清家座長 ありがとうございます。

では、山口さん、お願いします。

○山口（慎）臨時構成員 私からはデータについてなのですが、どういうデータを集めるかということだと、新しく特別に統計調査をするというのは実はそれほど優先度の高い問題だというふうには考えておりません。むしろある時期にどういう学校で教育を受けて、その後、どんな学校に進学したのか、大学に行ったのか、高校に行ったのか、そしてさらには大人になってからどれぐらい所得を得たのかといった情報は、この国の中に、行政のどこかが必ず把握し

ているわけです。所得でしたら税務情報になりますし、進学についても分かるわけです。場合によってはちょっとセンシティブだから難しいかもしれないけれども、医療とか健康状態に関しての情報も行政のどこかがばらばらに持っているわけです。これをつなげるようにするだけでかなり教育行政が人の一生に与える影響を把握しやすくなるというふうに考えています。

○清家座長 ありがとうございます。

恐縮です。佐藤さんと宮本さんから手が挙がっているのですけれども、もう皆様にお約束した時間が過ぎてしまいましたので、御質問の趣旨を事務局のほうにメールをいただければと思います。

皆様、お忙しい中大変ありがとうございます。私の仕切りの仕方に不手際がございまして時間をオーバーしてしまいました。本日の会議はこれで終了とさせていただきます。

今回は、残るお三方の臨時構成員の方々からプレゼンテーションいただき、プレゼンテーションは終了となります。一方、構成員の皆様からは、これまであまり御意見をいただいておりますので、今日も御質問を残してしまいましたけれども、議論の時間を設けたいと思います。

事務局から何かございますか。

○谷内審議官 次回は明後日、11月10日13時半から開催いたします。今、座長からお話しいただいたほかに、次回は市長経験者で長年にわたって支援施策に大変熱心に取り組んでこられました清原前三鷹市長からもお話を伺いたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○清家座長 どうもありがとうございます。

それでは、これで本日の会議を終了いたします。どうもありがとうございます。

【会議終了後の質問及び回答】

<古賀構成員の質問>

子ども支援を行う専門人材の必要性はご発表からよく理解できました。その場合、国として、専門人材の養成育成について、早急にやるべき課題は何でしょうか。

<北川臨時構成員の回答>

○子ども家庭福祉ソーシャルワーカー

会議の場でもお伝えしましたが、子どもや家族の困り感、発達、家族システム、関係性、愛着、思春期の精神病理、貧困、社会的養護などを学んだソーシャルワークができる子ども家庭福祉ソーシャルワーカーが必要です。

そのためには、

- ・ 大学で、子どもと家庭の福祉を学ぶ専門の学科が必要です。そこでは、専門科目を学ぶと同時に、具体的な演習・実習の時間も500時間程度必要だと思います。
- ・ 子どもの現場でソーシャルワークの必要性を感じた現場の職員も、上記に挙げた基科目の研修を受けること、具体的な演習・実習の時間も300時間程度必要です。
- ・ 出来れば国家資格として位置付けて行くことが、専門職としての自負を持って、地域で働くことにつながり、子どもと家族のエンパワーメントにつながると思います。

○子どもと家族のための心理職

子どもを支えるのは保護者なので、家族の心理的な健康が子どもの健全な育ちに影響します。

- ・ 心理職の中でも子どもと家族に特化した心理師の養成が急務です。
- ・ 国として公認心理師を対象に、子どもと家族の専門の心理職の養成研修や、演習・実習の場が必要と考えます。またトラウマを扱える心理士の養成が急務です。

※私が卒業したアメリカの大学院の臨床心理大学院のカリキュラムでは、演習が重視されたこと、その他に500時間のカウンセリング実習がありました。そのため卒業後、すぐに現場で心理カウンセリングを実行できました。

○保育士（相談援助専門保育士）

研修等で演習も含めて相談援助を学び、家族を支え相談援助ができる保育士の資格化が必要です。

<吉村臨時構成員の回答>

○ 専門人材養成育成の課題

- ・ 現状の課題は、専門人材が求められる知識量、技能、負荷の高さの割に、収入が低水準で、常勤の仕事が少なく、人が職場に定着しないということです。
- ・ こうした出口や受け皿の問題が、専門人材の経験値蓄積や養成を阻み、なり手を減らし、入学者や初任者に進路変更を強いたりする現状を生んでいます。

- ・ 厚生労働省が令和2年度障害者総合福祉推進事業として行った「公認心理師の活動状況等に関する調査」（2021年3月）によると、非常勤勤務者は全体で約38%、教育領域に限って言えば、約62%が非常勤勤務です。また全体の非常勤勤務者のうち、自分の都合の良い時間に働きたい等が約40%いる一方で、希望する常勤の求人がない人が約54%と、半数以上は希望する常勤勤務を選択できる環境にないことが明らかにされています。
 - ・ また同調査における2019年度の年収は、400万円未満が約50%と半数を占めており、最も多い年収帯は「300万円以上400万円未満」で約21%となっています。月給ベースでは、教育領域では「20万円未満」が最も多く、保健・医療分野は「20万円以上25万円未満」が最も多くなっています。
- 対策と提言
- ・ 常勤職や収入を増やすのが一番の対策になると思いますが、ただ予算をつけるのではなく、その効果が最大となるように、「早急にやるべき課題」として以下を提言致します。
 - ・ 専門人材の持続可能な働き方やキャリア構築を実現するために、専門人材の配置・養成・活用のモデル構築を目的とした「プロジェクトチームの設置」です。
 - ・ プロジェクトチームでは、まずプレゼンでも発言させていただいた、①「配置」を効果的に行うための計画、②大学の学部や大学院の修士課程だけで本当に役に立てる人材を養成するのは困難であるため、教師の初任者研修、医師の研修医制度のように、「養成」のための卒後教育の仕組み、③配置、養成された専門人材を現場で「活用」するための、働き方や活用の仕方に関するガイドラインの作成、以上3点を検討して、配置・養成・活用のモデルを構築できると、より効果的な専門人材の養成育成、そして現場における貢献が可能になるのではないかと考えます。
 - ・ なお、プロジェクトチームは、関係省庁、職能団体（心理職でいえば日本公認心理師協会や日本臨床心理士会）、養成機関（心理職でいえば日本公認心理師養成機関連盟や日本臨床心理士資格認定協会）などで構成することを想定し、モデルが構築できた後に、モデル事業として実施してみて、検証、改善を行うことが望ましいのではないかと考えます。

<李臨時構成員の回答>

ご質問ありがとうございます。地域における子ども包括支援に向けた人材育成の観点から回答させていただきます。

特に早急にやるべきこととして、以下3点コメントさせていただきます。

1.子ども支援従事者の適正配置・常勤化

- まず、官民や職種の別に拠らず、適正配置と常勤化は専門人材の養成育成において大きな意味を持ちます。
- 人材の養成育成について起こっている課題として、専門人材が振り返りを通して、自己研鑽をすることが難しい状況と長期的なキャリア形成が困難な状況があります。
- そうした課題の要因には以下のような状況があると考えています。
 - ケース対応に終始して、実践の振り返りや専門知・事例を学ぶなどの自己研鑽の時間が取れないこと。
 - 個人への過度な負担によりキャパシティを超えてバーンアウトしてしまうリスクが高く早期退職を招く可能性があること。
 - バーンアウトに繋がらずとも、非常勤であることから給与が安定せず、将来の見通しが見込めないため早期退職に繋がりがやすいこと。
- こうした状況を解決するために、専門人材の適正な配置と常勤化を行うことで、実践から学んで成長し、長期的に専門職としてのキャリアを続けられる業界にすることが必要です。
- 適正な配置については、LFAの現場の経験から週3勤務のソーシャルワーカーであれば1名あたり25ケース程度、週5勤務であれば1名あたり40ケース程度を担当するのが適正だと想定していますが、子どもの生活圏域(Ex.1中学校区)に合わせて、どういう職種をどの程度配置することが適正なのかを検証していく必要があると考えており、今後の子ども支援データベース等実装に伴い、地域の状況を可視化して把握し、国が責任をもって検証・配置することが重要です。例えば、地域の支援の実態として自治体の中でSSWや保健師、ケースワーカー、地域のNPOなど様々なアクターがそれぞれの役割を担いながら重層的に支援に取り組んでいます。そうした状況を踏まえ、必要十分な人員が総合的に配置されているのかを継続的に把握していく必要があると思います。

2.地域における官民合同での人材育成研修事業の実施

- 発表でも申し上げた通り、子どもの包括的な支援を行うためには、官民や分野の枠を超えて、地域総がかりで取り組むことが必要です。そのためには共通言語づくりと信頼関係の構築が極めて重要なポイントとなります。
- これを具体的に推進していくために、必要な人材育成研修を地域毎に官民連携して行う中で、地域における現状の課題や事業の目的について共通言語をつくり意識を共有する機会としていくことは、きわめて有効ではないかと考えます。
- 例えば、つくば市で、LFAは2年間の事業協定書を結び、1中学校区における学校内外の学習支援を実施するとともに、地域展開に向け他の学習支援を実施予定の団体向けに研修を実施し、支援マニュアルを作成しました。

参考資料

～つくば市での子ども支援人材育成研修の実施・マニュアル作成



つくば市と2年間の事業協定書を結び、1中学校区における学校内外の学習支援を実施するとともに、地域展開に向け他の学習支援を実施予定の団体向けに研修を実施し、支援マニュアルを作成しました。

研修

- 目的
 - ・ 青い羽根学習会の目的や位置付けの確認を行うこと
 - ・ 指導をする上での基礎基本知識・スキルの確認を行う
 - ・ 指導や活動を続ける上でのNG行為の確認を行うこと
- 実施日：
 - ・ 2019年2月23日、3月19日、8月18日
 - ・ 2021年3月6日、3月13日
- 実施方法
 - ・ 2019年：対面集合研修
 - ・ 2021年：遠隔動画(Zoom)を使用したオンライン集合研修

*チャット機能にて、参加者から講師からの質問に対する回答や講義内容の質問を受け付け、講師が解説を行うインタラクティブ型研修
- 参加者
 - ・ 社会福祉協議会他社会福祉法人、受託しているNPO/市民団体運営者やスタッフ・ボランティア、民間企業職員



マニュアル



つばこどもの学び支援事業
つばこどもの青い羽根学習会
マニュアル



平成30年(2019年)3月
つくば市

参加者感想

対面実施は全ての参加者、オンライン実施時も70～90%の参加者が「有意義だった」「大変有意義だった」と回答

【社会福祉協議会 職員】

教室を聞く上での重要なポイントをわかりやすく説明していただいた。運営体制やコンセプト設計はまさにこれからやらなければいけないことだと思いました。

【地域居場所支援運営者】

・普段気になっていたコミュニケーションスキルについて理解を深めることができた。ボランティア(無償)の方々に望むにはハードルが高いかも。

- 研修は、地域で学習支援をこれからはじめる実務者に指導をする上での基礎といった実務的な知識・スキルの共有を行う場であると同時に、目的や位置づけの確認をする場でもあり、学習支援を行っている民間の団体同士でその後の連携した支援の実施や継続的研修などにつながっていく最初の機会でもありました。また、この研修会を企画実施する中で、つくば市の担当者と民間の学習支援・居場所支援を行うNPOであるLFAの相互理解が深まっていく機会ともなりました。
- 内容については、例えば、アウトリーチ・コミュニティワークにあたるスタッフ(SSW、保健師、ケースワーカー等)、学習支援・居場所支援の運営責任者を対象としたアウトリーチに関する研修(次の3.②で詳細をご説明します)や虐待通報処理に関する研修等も考えられます。この他、地域の実情に合わせて柔軟に設計して行える形にする必要があると思います。

3.地域の子ども支援団体の研修の補助・提供

- その他、フードパントリーや子ども食堂、生活困窮者自立支援法に基づく生活学習支援事業等を行う地域の子ども支援団体を対象として、
 - ①補助事業における、研修費の措置(例えば関連する専門的な知見の基礎的な部分に関するオンライン研修の受講費や、視察の受入費用・旅等の措置等)
 - ②アウトリーチ研修を抜本的に規模拡大し、地域ブロック毎の研修の提供
 - ③年に1度の集合研修の提供を国に実施していただくことも、ノウハウの蓄積や交換を促進し専門人材に必要な専門性の確保向上につながる有効な取組みではないかと思えます。
- 以下、②について、補足いたします。
 - 内閣府のアウトリーチ研修では、アウトリーチ経験豊富な民間団体が直接受入れ指導を実施する形で質の高い研修が実施されています。一方、受け入れの負担から可能な人数が少なく、年間数十名規模に留まっています。

対象者	地方自治体の心理職員や特定非営利活動法人等の職員であって週3日以上 <u>の相談支援等実務に既に従事している者等</u> (平均年齢35歳、 <u>実務経験年数5年程度</u> ：H29fy実績)						
受入人数	15名(1~3名/回*7団体) (令和3年度) → <u>研修の質は高い一方、規模は限定的</u>						
研修内容	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">事前研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術 ・関係機関との連携方法、社会資源の活用方法 ・アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営 ・当事者及びその保護者や、地域との関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動 に関する有識者による講義 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実地研修(10日間)</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・実際の訪問支援への同行 ・事前の面談から初回の訪問に向けた枠組みの設定、支援計画の策定 ・実例を用いたケース検討 ・ボランティア及び就労体験への参加 ・各相談支援事業における実施セミナーへの参加 ・危機管理(個人情報管理など) ・他、支援拠点での支援又は相談対応等 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">事後研修</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・本研修にて習得した事柄を整理及び共有を図った上で、今後の活用方法を模索・検討するための演習 </td> </tr> </table>	事前研修	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術 ・関係機関との連携方法、社会資源の活用方法 ・アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営 ・当事者及びその保護者や、地域との関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動 に関する有識者による講義 	実地研修(10日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の訪問支援への同行 ・事前の面談から初回の訪問に向けた枠組みの設定、支援計画の策定 ・実例を用いたケース検討 ・ボランティア及び就労体験への参加 ・各相談支援事業における実施セミナーへの参加 ・危機管理(個人情報管理など) ・他、支援拠点での支援又は相談対応等 	事後研修	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修にて習得した事柄を整理及び共有を図った上で、今後の活用方法を模索・検討するための演習
事前研修	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチを行うにあたり必要とされる知識や対人援助に関する技術 ・関係機関との連携方法、社会資源の活用方法 ・アウトリーチを行うための組織内の体制や事業運営 ・当事者及びその保護者や、地域との関係機関に対するアウトリーチに関する情報発信・啓発活動 に関する有識者による講義 						
実地研修(10日間)	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の訪問支援への同行 ・事前の面談から初回の訪問に向けた枠組みの設定、支援計画の策定 ・実例を用いたケース検討 ・ボランティア及び就労体験への参加 ・各相談支援事業における実施セミナーへの参加 ・危機管理(個人情報管理など) ・他、支援拠点での支援又は相談対応等 						
事後研修	<ul style="list-style-type: none"> ・本研修にて習得した事柄を整理及び共有を図った上で、今後の活用方法を模索・検討するための演習 						

*別途、さらに上級者向けの研修やテーマ型の講義研修が実施されています。

- これを、全国に取りまとめ事務局をおきつつ、実施は、各地域ブロックのコア団体に委託する形(Ex.研修設計・実施、受入れ・送り出しに関する費用を措置)で、アウトリーチに必要なOJTを含む実務研修を抜本的に規模拡充を図ることはできないでしょうか。
- 研修の実施や受け入れを通じて、運営団体のキャパシティビルディングや地域内連携の促進にもつながるのではないかと思います。
- (参考)地域社会創造事業